

1. 宜野湾市小口資金融資制度のしくみ

宜野湾市小口資金融資制度は、宜野湾市が融資制度の資金を市が指定する金融機関に預け入れ、保証協会は担保力・信用力の不足しがちな中小企業者の保証人となって、その債務を保証するというしくみによって運用されているもので、宜野湾市と沖縄県信用保証協会及び金融機関との三者の相互協力によって市内の中小企業者に対して必要な事業資金の融通を図る目的で設けられた融資制度です。

2. 申込の要件

- (1) 個人企業の代表者においては、前年度の12月31日までに宜野湾市に住民登録し、引き続き居住しているもの。(法人企業の代表者の住所は、市外でもよい。) 市内に事業所を有し、継続して1年以上同一事業を営んでいるもの。
- (2) 常時雇用する従業員数が商業・サービス等の場合は5人以下、製造業・建築業・工業等の場合は20人以下の法人及び個人企業。
 ※ 経営者、役員、家族従業員(生計を一つにしている家族)を除く。
 ※ 常勤のパート・アルバイトは従業員に含まれる。
- (3) 市税の滞納がないもの。
- (4) 適切なる事業計画を有し、償還見込みが確実なこと。
- (5) 保証協会の保証対象業種であるもの。
- (6) 許可、認可、届出等を必要とする業種に該当する場合の事業者は、許可、認可を受け、又は届出を行ったもの。
- (7) 借換融資の対象は、現にうけてる小口融資の元金の2分の1以上を償還しているもの。

3. 融資内容

【資金使途】

運転資金……商品仕入、原材料の購入資金等。

設備資金……店舗及び事業所の増改築又は機械・車両の購入資金等。

転業資金……業種を転換する場合の商品仕入や設備資金等。

| 融資条件 | 融資対象 | 融資限度額 | 融資期間 | 融資利率 | 保証料率 |
|--------|---|---------------------|-------------------------------|-------|----------------------|
| 一般貸付 | 従業員数20人以下の企業 (商業・サービス業は5人以下) | 1企業 あたり 750万円 | 7年 据置期間 6ヶ月以内 (月賦償還) | 2.55% | 1.45%以内で保証協会の審査により決定 |
| 特別小口貸付 | 中小企業信用保険法に規定する特別小口保険該当者に対する無担保無保証人制度 ※但し、法人については代表者を連帯保証人とする | | | 2.35% | 0.60% |

※年度途中で貸付金利が改定されることがあります。

※一般小口資金の保証料率については、条件により割引率の適用もあります。

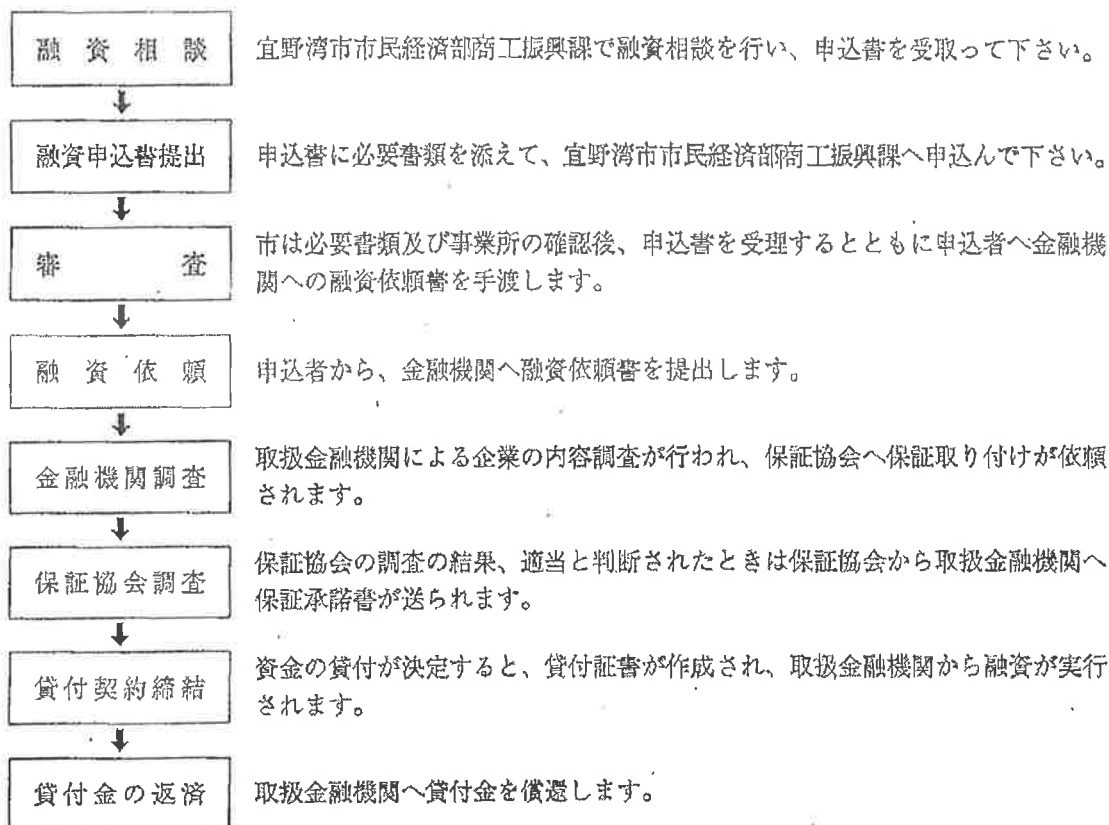
(条件：過去の返済が順調な事業者、貸出リスクの小さい事業所等)

4. 保証人について

法人の代表者を除き、連帯保証人は原則不要とします。

但し、調査の段階で、保証人の追加・変更等を求められる場合があります。

5. 融資の手順



取扱金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫市内各支店。
また、申込から融資の実行までに1カ月程度かかりますので、計画的に申し込んで下さい。

6. 融資申込期間及び受付

- (1) 融資を希望される方は、宜野湾市市民経済部商工振興課で融資申込書に所定の事項を記載し、必要書類を添えて申し込んで下さい。
- (2) 申込期間：受付開始日～翌年2月末迄（但し、融資枠に達し次第締め切ります。）
※受付開始日は年度によって異なりますのでお問い合わせ下さい。
(宜野湾市商工振興課 ☎893-4411 内線449)

7. 沖縄県信用保証協会について

沖縄県信用保証協会とは、物的担保力、信用力の弱い中小企業者が国、県や市町村の制度資金を利用したり、あるいは金融機関から資金を借入れする場合に、保証協会が中小企業者の保証人となって、融資が円滑に行われるように設けられた中小企業者のための唯一の公的信用保証機関です。

保証の申込みは保証協会又は金融機関のどちらでもできますが、保証協会自体は資金の貸付は行っていません。

保証取り付け後、万一何らかの事故で中小企業者が返済不能に陥った場合、保証協会が中小企業者に代わって代位弁済します。その後の中小企業者の債務は、経営の立ち直りを図りつつ、保証協会に返済してもらいます。(沖縄県信用保証協会 ☎863-5300(代))